



熊本県公報

第 1 2 3 9 0 号

平成 27 年 2 月 6 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 指定介護予防居宅サービス事業者の指定…………… (") 2
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 2
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 2
- 指定介護予防居宅サービス事業者の指定…………… (") 2
- 平成 27 年 2 月県議会定例会の招集…………… (財政課) 3
- 熊本県訓練手当支給要項の改正…………… (産業人材育成課) 3
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 3
- 道路の供用開始…………… (") 3
- 平成 27 年度における P P C 用紙の単価契約に係る一般競争
入札の参加資格等…………… (管理調達課) 4
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (砂防課) 4

公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出に対する市町村及び
住民等からの意見…………… (商工振興金融課) 23
- 土地改良区役員の退任及び就任…………… (農村計画課) 24
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 25
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (") 25
- 平成 25 年度における特定歴史公文書の保存及び利用の状況
の公表…………… (県政情報文書課) 26
- 平成 27 年度経営事項審査の実施…………… (監理課) 28
- 平成 27 年度における P P C 用紙の単価契約に係る一般競争
入札の実施…………… (管理調達課) 33
- 平成 27 年度における P P C 用紙の単価契約に係る一般競争
入札の実施…………… (") 37
- 平成 27 年度における P P C 用紙の単価契約に係る一般競争
入札の実施…………… (") 41
- 平成 27 年度における P P C 用紙の単価契約に係る一般競争
入札の実施…………… (") 45
- 野菜指定産地生産出荷近代化計画の変更…………… (園芸課) 49
- 一時利用地指定通知書の送付…………… (農地整備課) 49

登 載 依 頼

- 熊本県国土利用計画審議会の開催…………… (国土利用計画審議会) 50
- 有明海自動車航送船組合平成 27 年第 1 回定例会の招集
…………… (有明海自動車航送船組合) 50
- 平成 26 年度熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会保
健福祉推進部会の開催
…………… (社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会保健福祉推進部会) 50
- 水銀の使用削減及び水銀廃棄物の回収・処理に関する検討会
の開催…………… (水銀の使用削減及び水銀廃棄物の回収・処
理に関する検討会) 51
- 政治資金規正法に基づく政治団体の名称等の公表…………… (選挙管理委員会) 51
- 政治資金規正法に基づく政治団体の名称等の公表…………… (") 53
- 政治資金規正法に基づく政治団体の名称等の公表…………… (") 55
- 政治資金規正法に基づく政治団体の名称等の公表…………… (") 55
- 政治資金規正法に基づく政治団体の名称等の公表…………… (") 56
- 政治資金規正法に基づく政治団体の名称等の公表…………… (") 56
- 海区漁業調整委員会委員の直接請求に係る連署基
準数…………… (") 57

正 誤

- 平成 24 年 3 月 31 日熊本県訓令第 9 号、熊本県公営企業管
理規程第 9 号 (熊本県行政文書管理規程) 中…………… (県政情報文書課) 57

告 示

熊本県告示第 1 1 2 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成27年2月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ノーススワン	ヘルパーステーション 瑠璃	人吉市下林町1 15番地2	平成27年 2月1日	訪問介護

熊本県告示第113号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成27年2月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ノーススワン	ヘルパーステーション 瑠璃	人吉市下林町1 15番地2	平成27年 2月1日	介護予防訪問 介護

熊本県告示第114号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年2月6日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年2月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	443号	上益城郡御船町辺田見 1274番1地先から 同所 1337番1地先まで	148.9	地自交 (交通安全)

2 供用を開始する期日 平成27年2月6日

熊本県告示第115号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成27年2月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
ケアパーク株式会社	ケアパーク熊本南店	宇土市松山町9 37番地1	平成27年 2月1日	福祉用具貸与
ケアパーク株式会社	ケアパーク熊本南店	宇土市松山町9 37番地1	平成27年 2月1日	特定福祉用具 販売

熊本県告示第116号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成27年2月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
------------	--------	---------	-------	---------

ケアパーク株式会社	ケアパーク熊本南店	宇土市松山町9 37番地1	平成27年 2月1日	介護予防福祉 用具貸与
ケアパーク株式会社	ケアパーク熊本南店	宇土市松山町9 37番地1	平成27年 2月1日	特定介護予防 福祉用具販売

熊本県告示第117号

平成27年2月17日に熊本県議会の定例会を、熊本市に招集する。
平成27年2月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第118号

熊本県訓練手当支給要項の一部を改正する要項を次のように定める。
平成27年2月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県訓練手当支給要項の一部を改正する要項
熊本県訓練手当支給要項（昭和62年熊本県告示第277号の2）の一部を次のように
改正する。

第3条第1項第16号中「第3条第2項」を「第2条第1項第5号」に改める。

附 則

この要項は、告示の日から施行する。

熊本県告示第119号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の
区域を変更する。

その関係図面は、平成27年2月6日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全
課において一般の縦覧に供する。

平成27年2月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前 後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	上椎葉湯前 線	球磨郡水上村大字江代字小 淵 3155番2地先から 同所 3201番3地先まで	前	8.2 ～ 32.8	50.0	単道改
			後	15.7 ～ 41.8		

2 区域を変更する期日 平成27年2月6日

熊本県告示第120号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の
供用を開始する。

その関係図面は、平成27年2月6日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全
課において一般の縦覧に供する。

平成27年2月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	古石天月線	葦北郡芦北町大字告字角割 520番地先から 同所 480番地先まで	77.6	単道改 (舗装)

		葦北郡芦北町大字告字角割 503番地先から 同所 460番地先まで	190.7	
--	--	--	-------	--

2 供用を開始する期日 平成27年2月9日

熊本県告示第121号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成27年2月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) PPC用紙（間伐材パルプ配合紙） A4 9,100箱（2,500枚／箱）
- (2) PPC用紙（間伐材パルプ配合紙） A3 570箱（1,500枚／箱）
- (3) PPC用紙 A4 7,600箱（2,500枚／箱）
- (4) PPC用紙 A3 500箱（1,500枚／箱）

(1)から(4)までについては、それぞれの入札とする。なお、購入予定数量については、変動する可能性がある。

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し(2)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581

(3) 入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から平成27年3月2日（月）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時までに随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成28年3月31日までとする。

(6) 有効期間の更洗手続

(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成28年1月4日から平成28年1月31日（閉庁日を除く。）までに行う。

熊本県告示第122号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年2月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 宮ヶ野1（505-1-001）

- (1) 土砂災害警戒区域の所在地
球磨郡多良木町多良木
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

2 宮ヶ野2 (505-1-002)

- (1) 土砂災害警戒区域の所在地
球磨郡多良木町多良木
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

3 宮ヶ野3 (505-1-003)

- (1) 土砂災害警戒区域の所在地
球磨郡多良木町多良木
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

4 赤木 (505-2-012)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地の所在地
球磨郡多良木町黒肥地
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

- (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

5 柿川 (505-2-014)

- (1) 土砂災害警戒区域の所在地
球磨郡多良木町黒肥地
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

6 梶屋-1 (505-1-001-1)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町多良木
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

7 梶屋-2 (505-1-001-2)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町多良木
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

8 落橋-1 (505-1-002-1)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町多良木
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本
部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 9 落橋-2 (505-1-002-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町多良木
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本
部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 10 落橋-3 (505-1-002-3)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町多良木
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本
部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 11 落橋-4 (505-1-002-4)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町多良木
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本
部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 12 柳野-1 (505-1-003-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町黒肥地
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本
部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 13 柳野-2 (505-1-003-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町黒肥地
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本
部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 14 増谷 (505-1-005)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町黒肥地
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 15 丸山 (505-1-006)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町黒肥地
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 16 岩川内A-1 (505-1-007-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町多良木
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 17 岩川内A-2 (505-1-007-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町多良木
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 18 天子前 (505-1-008)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町黒肥地
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 19 柳野A-1 (505-2-001-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町黒肥地
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 20 柳野A-2 (505-2-001-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町黒肥地
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 2 1 宮ヶ野 A (505-2-002)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町多良木
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 2 宮ヶ野 D (505-2-003)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町多良木
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 3 宮ヶ野 B-1 (505-2-004-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町多良木
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 4 宮ヶ野 B-2 (505-2-004-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町多良木
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 5 宮ヶ野 C (505-2-005)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町多良木
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 6 宮ヶ野 E-1 (505-2-006-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町多良木
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 7 宮ヶ野 E-2 (505-2-006-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- (2) 球磨郡多良木町多良木
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 28 宮ヶ野F(505-2-007)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町多良木
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 29 増谷A-1(505-2-008-1)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町黒肥地
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 30 増谷A-2(505-2-008-2)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町黒肥地
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 31 増谷A-3(505-2-008-3)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町黒肥地
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 32 増谷A-4(505-2-008-4)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町黒肥地
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 33 永谷A-1(505-2-009-1)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町黒肥地
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- (3) 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 4 永谷 A-2 (505-2-009-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町黒肥地
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 5 永谷 B (505-2-010)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町黒肥地
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 6 上柳野-1 (505-2-011-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町黒肥地
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 7 上柳野-2 (505-2-011-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町黒肥地
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 8 上柳野-3 (505-2-011-3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町黒肥地
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 9 柳野 B (505-2-012)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町黒肥地
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- (4) 急傾斜地の崩壊
政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 0 柳野C（505-2-013）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町黒肥地
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 1 柳野D（505-2-014）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町黒肥地
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 2 柳野E-1（505-2-015-1）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町黒肥地
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 3 柳野E-2（505-2-015-2）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町黒肥地
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 4 赤木A（505-2-016）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町黒肥地
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 5 赤木B-1（505-2-017-1）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町黒肥地
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 6 赤木B-2 (505-2-017-2)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 球磨郡多良木町黒肥地
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 7 永谷C-1 (505-2-018-1)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 球磨郡多良木町黒肥地
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 8 永谷C-2 (505-2-018-2)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 球磨郡多良木町黒肥地
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 9 永谷D (505-2-019)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 球磨郡多良木町黒肥地
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 0 永谷E (505-2-020)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 球磨郡多良木町黒肥地
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 1 永谷F (505-2-021)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 球磨郡多良木町黒肥地
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 2 増谷B (505-2-022)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町黒肥地
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本
部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 3 新山 (505-2-023)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町黒肥地
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本
部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 4 岩川内B-1 (505-2-024-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町多良木
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本
部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 5 岩川内B-2 (505-2-024-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町多良木
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本
部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 6 赤木C-1 (505-2-025-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町黒肥地
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本
部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 7 赤木C-2 (505-2-025-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町黒肥地
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本
部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 8 赤木D (505-2-026)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町黒肥地
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 59 大塚A(505-2-028)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町黒肥地
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 60 大塚B(505-2-029)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町黒肥地
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 61 土屋(505-2-030)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町黒肥地
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 62 千里内(505-2-032)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町黒肥地
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 63 岩川内C(505-2-033)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町多良木
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 64 里の城(1)-1(505-2-034-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町多良木

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 5 里の城(1)-2(505-2-034-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町多良木
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 6 里城(2)-1(505-2-035-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町多良木
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 7 里城(2)-2(505-2-035-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町多良木
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 8 古屋敷-1(505-1-011-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町槻木
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 9 古屋敷-2(505-1-011-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町槻木
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 0 古屋敷-3(505-1-011-3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町槻木
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 1 古屋敷-4 (505-1-011-4)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町槻木
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 2 下槻木-1 (505-1-012-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町槻木
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 3 下槻木-2 (505-1-012-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町槻木
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 4 下槻木-3 (505-1-012-3)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町槻木
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 5 下槻木-4 (505-1-012-4)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町槻木
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 6 下槻木-5 (505-1-012-5)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町槻木
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本
部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 7 7 下槻木-6（505-1-012-6）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町槻木
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本
部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 7 8 下槻木-7（505-1-012-7）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町槻木
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本
部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 7 9 枝川内A（505-2-036）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町久米
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本
部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 8 0 枝川内B（505-2-037）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町久米
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本
部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 8 1 枝川内C（505-2-038）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町久米
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本
部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 8 2 枝川内D（505-2-039）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町久米
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 3 下桑鶴-1 (505-2-040-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町槻木
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 4 下桑鶴-2 (505-2-040-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町槻木
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 5 湯原A (505-2-041)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町槻木
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 6 湯原B (505-2-042)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町槻木
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 7 横尾A (505-2-043)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町槻木
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 8 鶴の才A (505-2-044)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町槻木
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 89 横尾B-1 (505-2-045-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町槻木
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 90 横尾B-2 (505-2-045-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町槻木
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 91 横尾C (505-2-046)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町槻木
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 92 永谷-1 (505-2-047-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町槻木
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 93 永谷-2 (505-2-047-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町槻木
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 94 永谷-3 (505-2-047-3)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町槻木
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 95 永谷-4 (505-2-047-4)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- (2) 球磨郡多良木町槻木
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 9 6 永谷-5 (505-2-047-5)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町槻木
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 9 7 横尾D (505-2-048)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町槻木
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 9 8 鶴の才B-1 (505-2-053-1)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町槻木
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 9 9 鶴の才B-2 (505-2-053-2)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町槻木
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 0 0 下槻木F (505-2-054)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町槻木
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 0 1 引手平-1 (505-2-055-1)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町槻木
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- (3) 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 102 引手平-2 (505-2-055-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町槻木
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 103 引手平-3 (505-2-055-3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町槻木
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 104 鶴の才C (505-2-056)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町槻木
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 105 不戸ノ藪A-1 (505-2-057-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町槻木
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 106 不戸ノ藪A-2 (505-2-057-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町槻木
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 107 不戸ノ藪A-3 (505-2-057-3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町槻木
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- (4) 急傾斜地の崩壊
政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本
部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 1 0 8 不戸ノ藪 A-4 (505-2-057-4)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町槻木
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本
部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 1 0 9 不戸ノ藪 A-5 (505-2-057-5)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町槻木
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本
部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 1 1 0 不戸ノ藪 B (505-2-058)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町槻木
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本
部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 1 1 1 下槻木 A (505-2-059)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町槻木
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本
部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 1 1 2 下槻木 B (505-2-060)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町槻木
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本
部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 1 1 3 下槻木 C (505-2-061)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡多良木町槻木
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 1 4 下槻木D (505-2-062)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 球磨郡多良木町槻木
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 1 5 下槻木E (505-2-063)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 球磨郡多良木町槻木
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 1 6 小川内 (505-2-064)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 球磨郡多良木町槻木
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 1 7 御大師A (505-2-065)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 球磨郡多良木町槻木
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

熊本県公告第72号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定により平成26年8月20日に行われた届出に対し、同法第8条第1項及び第2項の規定により菊陽町及び同町の区域内に居住する者から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を公告し、意見書を縦覧に供する。
 平成27年2月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ゆめタウン光の森
 菊池郡菊陽町光の森七丁目33番地1
- 2 菊陽町の意見の概要
 (1) 新たな従業員の採用にあたっては、できる限り菊陽町から雇用すること。
 (2) 来客者が更に増加すると考えられるため、万引き、窃盗等からの防犯や青少年の非行防止対策に力を入れるとともに、夜間駐車場等における適正な照明の設置や警備員の巡回を行い、安全な環境作りに配慮すること。
 (3) 駐車場の新設に伴い、車の出入り箇所が増加するので休日等には誘導員を配置す

- るなど歩行者の安全に配慮すること。
- (4) 誰もが利用しやすい店舗となるようにユニバーサルデザインに配慮した店舗づくりに努めること。
- (5) マイバッグ運動、トレイ削減、簡易包装等の取組を推進し、ゴミ減量等の対策に取り組むこと。
- (6) 外部の照明等については、周辺住民の受忍の範囲内で営業すること。
- (7) 周辺地域への騒音防止対策として、工事期間中の騒音、営業時間中のBGM及び宣伝が周辺住民等にとって受忍限度を超える騒音にならないように配慮すること。
- 3 菊陽町の区域内に居住する者から述べられた意見の概要
 地元説明会（平成26年10月10日）にも出席し、一応支配人はじめ関係者から説明があったが、県としても、再度、以下の点に十二分に配慮した増床となるよう指導等をお願いする。
- (1) 当地域は「熊本都市計画区域マスタープラン」で、菊陽町内で唯一「地域核」に定められる予定（平成27年3月）である。したがって、単なる商業ゾーンとしてでなく、将来の菊陽町の中心、顔としての要素であることを踏まえた施設等を検討すること。
- (2) 防犯対策の充実
 開業当時は、館内に警察官や補導員が入ることも拒否されたこともあり、非協力的な姿勢も見えた。営利第一主義でなく、住民及び来館者から喜ばれ、愛される施設づくりに積極的に取り組まれるよう念願する。
 具体的に万引防止など、保安要員等の増員、商業経営者共同による非行防犯防止対策の実施等、この際、万全で取り組むこと。
 「合志・菊陽交番」は、ゆめタウンの専属交番のような実態である（急用があつて交番へ電話し、又は出掛けても、商業施設へ出動して不在等が多い）。
 休日等は、交流人口5万～7万とも言われる地域で、治安対策が重要。
- (3) 交通対策
 土日休日となると、県道住吉熊本線、町道中迎原線等は渋滞の連続。更に、武蔵ヶ丘地区（菊陽町武蔵ヶ丘1丁目～3丁目）において、住宅地内の道路へ車が入り込み、地域状況に不案内のため、スピードを出し、一時停止をしないなど、子供、老人等には特に危険であり、住民は困り果てている。
- 4 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部菊池地域振興局振興課
 平成27年2月6日から平成27年3月6日まで

熊本県公告第73号

阿蘇市に事務所を置く阿蘇土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成27年2月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

役職名	氏名	住所
退任		
理事	本田 二男	阿蘇市乙姫1304番地
理事	高宮 光明	阿蘇市西湯浦197番地
理事	井野 祐介	阿蘇市山田1584番地
理事	森本 榮二	阿蘇市小倉920番地1
理事	本田 秋義	阿蘇市黒流町420番地
理事	野尻 敬喜	阿蘇市小野田1424番地
理事	田上 修二	阿蘇市三久保458番地4
理事	島津 圭典	阿蘇市南宮原191番地1
理事	阿部 樹範	阿蘇市三久保400番地3
理事	山内 健次	阿蘇市内牧2043番地
理事	永富 久義	阿蘇市狩尾561番地
理事	佐藤 健二	阿蘇市狩尾824番地1
理事	山内 市男	阿蘇市的石355番地
理事	橋本 保徳	阿蘇市永草1681番地1
理事	河瀬 憲雄	阿蘇市永草2813番地
理事	日田 秀喜	阿蘇市赤水1024番地
理事	中野 孝則	阿蘇市役犬原1716番地1

理事	山部 哲義	阿蘇市役犬原997番地
理事	渡辺 政継	阿蘇市西町688番地
理事	竹原 輝一	阿蘇市竹原454番地
理事	山本 忠志	阿蘇市黒川202番地
理事	田代 洋一郎	阿蘇市黒川197番地
理事	坂田 康雄	阿蘇市黒川1069番地1
監事	五嶋 一俊	阿蘇市狩尾1398番地
監事	坂梨 秀幸	阿蘇市今町422番地2
監事	丸山 勝人	阿蘇市小里162番地
監事	坂田 英二	阿蘇市黒川807番地715
就任		
理事	本田 二男	阿蘇市乙姫1304番地
理事	山内 健次	阿蘇市内牧2043番地
理事	湯淺 正司	阿蘇市山田428番地
理事	後藤 光昭	阿蘇市小倉993番地2
理事	村上 利博	阿蘇市小池520番地
理事	北里 孝徳	阿蘇市小野田886番地2
理事	横田 達夫	阿蘇市内牧129番地6
理事	大倉 富広	阿蘇市小里115番地1
理事	浅久野 弘明	阿蘇市西小園154番地
理事	村岡 末雄	阿蘇市三久保866番地3
理事	永富 久義	阿蘇市狩尾561番地
理事	草尾 和幸	阿蘇市狩尾540番地
理事	柳川 栄一	阿蘇市跡ヶ瀬256番地
理事	岡田 政敏	阿蘇市車帰272番地
理事	古嶋 孝志	阿蘇市永草2843番地
理事	日田 秀喜	阿蘇市赤水1024番地
理事	村上 清元	阿蘇市役犬原1073番地
理事	森下 英徳	阿蘇市役犬原145番地3
理事	渡辺 政継	阿蘇市西町688番地
理事	山崎 重幸	阿蘇市蔵原673番地
理事	森 哲博	阿蘇市黒川1220番地
理事	田代 洋一郎	阿蘇市黒川197番地
理事	園田 今朝時	阿蘇市黒川526番地80
監事	橋本 保徳	阿蘇市永草1681番地1
監事	北里 五男	阿蘇市小野田844番地
監事	小山 忠男	阿蘇市三久保467番地
監事	宮本 和誠	阿蘇市黒川76番地

熊本県公告第74号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成27年2月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字平ノ窪2091番9、同2091番307、同2091番308、同2091番309、同市御代志字地蔵本1329番8、同1329番17、同1329番18、同1329番19、同1329番20及び同1329番21
2,626.67平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市中央区水前寺公園28番23号
株式会社ニック

熊本県公告第75号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する

る工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。
平成27年2月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
水俣市月浦字新開912番2、同914番
3, 281. 23平方メートル
(全体区域面積5, 655. 52平方メートル)
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
水俣市袋字鳥越2501番地252
社会福祉法人広徳会

熊本県公告第76号

熊本県行政文書等の管理に関する条例(平成23年熊本県条例第11号)第32条及び
熊本県特定歴史公文書の保存、利用及び廃棄に関する規則(平成24年熊本県規則第27
号)第17条の規定により、平成25年度における特定歴史公文書の保存及び利用の状況
について、その概要を次のとおり公表する。

平成27年2月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

平成25年度における特定歴史公文書の保存及び利用の状況について

(単位：件)

(表は平成26年3月31日の状況)

1 保存の状況

① 所蔵件数

特定歴史公文書の総所蔵件数							
	目録に記載された件数					目録未記載の件数	
		媒体の種類				うち平成25年度に移管受入れ	
		文書又は図画	電磁的記録	その他			
4,406	1,461	1,461	0	0	2,945	2,945	

(注) 「電磁的記録」は、CD、DVD、ビデオテープ、フロッピーディスク等である。

② 利用制限区分の状況

目録に記載された件数	利用制限区分の別			
	審査済み			要審査
	全部利用	一部利用	利用不可	
1,461	63	20	6	1,372

2 移管受入の状況

利用受入れ件数

移管受入件数	移管元機関の別	
	行政機関	地方独立行政法人等
2,945	2,945	0

3 利用請求の状況

利用請求件数

利用請求件数	うち本人からの利用請求の件数	(参考)
		移管元行政機関等による利用の特例の件数
0	0	1

4 利用決定の状況

利用決定の状況

利用決定件数			
	全部利用 決定	一部利用 決定	全部利用 制限
0			

5 利用の状況

利用の状況

利用の方法	
閲覧	写しの交付
0	0

6 異議申立ての状況

異議申立ての処理件数

利用請求に対する処分に係る異議申立て	
異議申立件数	処理件数
0	0

熊本県公告第 77 号

平成 27 年度に熊本県が実施する建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営事項審査（経営状況分析を除く。）の申請の時期及び方法等について、建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号。以下「規則」という。）第 19 条の 6 第 1 項及び第 21 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

なお、経営状況分析の申請については、法第 27 条の 24 第 1 項に規定する登録経営状況分析機関が規則第 19 条の 2 第 1 項の規定により公示する申請の時期及び方法等に従い行わなければならない。

平成 27 年 2 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 申請の対象者
熊本県内に主たる営業所を有する法第 3 条第 1 項の規定による建設業の許可を受けた建設業者
- 2 申請の対象となる決算日（以下「審査基準日」という。）
平成 26 年 10 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日まで
- 3 審査日及び審査場所等

- 別表のとおり
- 4 審査日の予約
- (1) 予約先
主たる営業所がある地域を所管する広域本部地域振興局又は県央広域本部熊本土
木事務所
- (2) 予約の期限
平成27年11月30日
- (3) 予約の方法
予約を行う審査日は、経営事項審査日程表（以下「日程表」という。）のうちの
決算月に対応する審査日とし、当該予約は、法第11条第2項の規定による変更届
出書（事業年度終了）を提出した後に行うものとする。ただし、審査基準日が平成
27年8月1日から平成27年9月30日までの者にあつては、前年度に提出した
変更届出書（事業年度終了）の副本（主たる営業所を所管する広域本部地域振興局
又は県央広域本部熊本土木事務所の受付印があるものに限る。）を持参し、平成2
7年11月2日から平成27年11月30日までの間に予約することができる。
日程表のうちの予備日の予約については、熊本県土木部監理課において平成28
年1月15日から受け付けるが、予備日に予約できる者は、次の条件のいずれかを
満たす者とする。
- ア 2の期間に審査基準日がある建設業者で平成28年1月13日までに経営事項審
査の受審しなかった者であること。
- イ 2の期間に審査基準日がある建設業者で平成27年10月1日以降に新たに法第
3条第1項の規定による許可（業種の追加を含む。）を受けた者であること。
- ウ 民事再生法等の手続中の者であること。
- 5 申請の方法
経営事項審査の申請は、4により予約した審査日に、日程表に指定している審査場所
において、6の書類を持参して行うものとする。
- 6 審査日に持参する書類
- (1) 経営事項審査申請書（規則別記様式第25号の11）
- (2) 経営事項審査添付書類
- (3) その他別に定める書類
- 7 経営事項審査の手数料及び納付方法
- (1) 手数料
熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）第2条第1項第114号に規
定する額
- (2) 納付方法
経営事項審査添付書類の「審査手数料印紙（証紙）貼り付け書」に熊本県収入証
紙を貼り付けて納付するものとする。
- 8 経営事項審査の結果通知
経営事項審査の結果通知書は、申請者に対し郵送する。
- 9 問合せ先
熊本県土木部監理課建設業班
〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話096-333-2485（ダイヤルイン）

経営事項審査日程表

地区	対象決算月	審査日			審査場所
		月	日(曜日)	開始時間	
熊 本	10～11月決算法人	4	23(木)、24(金)	午前9時から	4月23日・24日(熊本県庁本館10階1002会議室) 5月以降(熊本県庁本館1階101会議室)
	個人、12月決算法人	5	26(火)、27(水)		
		6	8(月)		
	1～2月決算法人	6	24(水)、25(木)		
	3月決算法人	7	16(木)、17(金)、22(水)		
	4月決算法人	8	25(火)、26(水)		
	5月決算法人	9	24(木)、25(金)		
	6月決算法人	10	19(月)、20(火)、21(水)		
	7月決算法人	11	9(月)、10(火)		
	8月決算法人	11	24(火)、25(水)、26(木)		
	9月決算法人	12	10(木)、18(金)、21(月)、22(火)		
		1	12(火)、13(水)		
宇 城	10～11月決算法人	4	8(水)	午前9時から (4/8は) 午後1時から	宇城建設会館
	個人、12月決算法人	4	8(水)		
		5	20(水)		
		6	16(火)		
	1月決算法人	6	16(火)		
	2月決算法人	6	16(火)		
		7	8(水)		
	3月決算法人	7	8(水)		
	4～5月決算法人	9	16(水)		
	6月決算法人	10	1(木)		
	7月決算法人	11	18(水)		
8月決算法人	11	18(水)			
9月決算法人	12	15(火)			
玉 名	10～11月決算法人	4	7(火)	午前9時から (4/7は) 午後1時から	玉名建設会館
	個人、12月決算法人	4	7(火)		
		5	13(水)		
		6	10(水)		
	1月決算法人	6	10(水)		
	2～3月決算法人	7	15(水)		
	4月決算法人	8	19(水)		
	5月決算法人	9	2(水)		
	6月決算法人	10	16(金)		
7月決算法人	11	4(水)			
8月決算法人	11	19(木)			

地区	対象決算月	審査日			審査場所
		月	日(曜日)	開始時間	
玉名	9月決算法人	12	3(木)		
鹿本 菊池	10~11月決算法人	4	15(水)	午前9時から	鹿本建設会館
	個人、12月決算法人	5	15(金)		
		6	18(木)		菊池建設会館
	1月決算法人	6	18(木)		
	2~3月決算法人	7	14(火)		鹿本建設会館
	4月決算法人	8	20(木)		
	5月決算法人	9	15(火)		菊池建設会館
	6月決算法人	10	7(水)、8(木)		
	7月決算法人	11	11(水)		鹿本建設会館
	8月決算法人	12	4(金)、7(月)		4日:鹿本建設会館 7日:菊池建設会館
9月決算法人	12	4(金)、7(月)	4日:鹿本建設会館 7日:菊池建設会館		
阿蘇	10~11月決算法人	4	21(火)	午前9時から 4/21は 午後1時から	阿蘇建設会館
	個人、12月決算法人	4	21(火)		
		5	19(火)		
	6	17(水)			
	1月決算法人	6	17(水)		
	2月決算法人	6	17(水)		
	7	7(火)			
	3月決算法人	7	7(火)		
	4月決算法人	8	18(火)		
	5月決算法人	9	9(水)		
6月決算法人	10	6(火)			
7月決算法人	11	13(金)			
8~9月決算法人	12	2(水)			
上益城	10~11月決算法人	4	9(木)	午前9時から 4/9は 午後1時から	矢部建設会館
	個人、12月決算法人	4	9(木)		
		5	14(木)		
	6	9(火)			
	1月決算法人	6	9(火)		
	2~3月決算法人	7	1(水)		
	4~5月決算法人	9	3(木)		
	6月決算法人	10	14(水)		
7~8月決算法人	11	17(火)			
9月決算法人	12	1(火)			
八代	10~11月決算法人	4	17(金)		

地区	対象決算月	審査日			審査場所
		月	日(曜日)	開始時間	
八 代	個人、12月決算法人	5	12(火)	午前9時から	八代建設会館
		6	19(金)		
	1月決算法人	6	19(金)		
	2~3月決算法人	7	10(金)		
	4月決算法人	8	21(金)		
	5月決算法人	9	11(金)、14(月)		
	6月決算法人	10	9(金)、13(火)		
	7月決算法人	11	6(金)		
	8月決算法人	11	20(金)		
	9月決算法人	12	11(金)、14(月)		
芦 北	10~11月決算法人	4	16(木)	午前9時から 〔4/16は 午後1時から〕	芦北建設会館
	個人、12月決算法人	4	16(木)		
		6	22(月)		
	1月決算法人	6	22(月)		
	2~3月決算法人	7	2(木)		
	4~5月決算法人	9	4(金)		
	6月決算法人	10	2(金)		
	7月決算法人	11	5(木)		
8~9月決算法人	12	17(木)			
球 磨	10~11月決算法人	4	14(火)	午前9時から 〔4/14は 午後1時から〕	人吉建設会館
	個人、12月決算法人	4	14(火)		
		6	23(火)		
	1月決算法人	6	23(火)		
	2~3月決算法人	7	3(金)		
	4~5月決算法人	9	10(木)		
	6月決算法人	10	15(木)		
	7~8月決算法人	11	16(月)		
9月決算法人	12	16(水)			
天 草	10~11月決算法人	4	10(金)	午前10時から 〔5/22、6/12 9/18は 午前9時から〕	天草建設会館
	個人、12月決算法人	5	21(木)、22(金)		
		6	11(木)、12(金)		
	1月決算法人	6	11(木)、12(金)		
	2~3月決算法人	7	9(木)		
	4月決算法人	8	24(月)		
	5月決算法人	9	17(木)、18(金)		
	6月決算法人	10	5(月)		
7月決算法人	11	12(木)			
8月~9月決算法人	12	8(火)			

地区	対象決算月	審査日			審査場所	
		月	日(曜日)	開始時間		
大臣	個人、10~12月決算法人	4	22(水)	午前10時から	4月22日 (熊本県庁本館 10階1002会議室) 5月以降 (熊本県庁本館 1階101会議室)	
	1~2月決算法人	6	26(金)			
	3月決算法人	7	23(木)、24(金)			
	4月決算法人	8	27(木)			
	5月決算法人	9	28(月)			
	6~7月決算法人	10	22(木)、23(金)			
	8月決算法人	11	27(金)			
	9月決算法人	12	9(水)			
予備日	受審要件を満たす者	平成 28 年	3	4(金)	午前10時から	熊本県庁本館 1階101会議室

熊本県公告第 7 8 号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。
平成 2 7 年 2 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品及び購入予定数量
P P C 用紙(間伐材パルプ配合紙) A 4 9, 1 0 0 箱(2, 5 0 0 枚/箱)
なお、購入予定数量については、変動する可能性がある。
- (2) 調達物品に係る入札・契約担当部局
熊本県出納局管理調達課調達班
郵便番号 8 6 2 - 8 5 7 0 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号
電話番号 0 9 6 - 3 3 3 - 2 5 8 0
ファックス番号 0 9 6 - 3 8 1 - 9 0 1 0
- (3) 契約の種類
単価契約
- (4) 調達物品の仕様等
4 (2) により閲覧することのできる仕様書のとおり。
- (5) 履行期間
平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで
- (6) 調達物品の発注方法
発注は、原則として週 1 回、管理調達課が必要数量を取りまとめて行う。
- (7) 調達物品の納期及び納品方法
納期は、原則として発注後 2 週間以内とし、熊本県本庁課局に直接納品を行うこととする。また、納品の際に必ず納品先から受領印を徴することとする。
- (8) 調達物品の請求方法
管理調達課に行うものとする。
- (9) 入札方式(紙入札併用案件)
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4 (3) アの電子入札システムによる入札期間内に県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (10) 入札金額
入札金額は、1 箱当たりの単価(円単位)とする(配送費等納入に要する一切の費用を含む。)。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の 1 0 0 分の 8 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 0 8 分の 1 0 0 に相当する金額により入札すること。
なお、本案件は、単価契約であるので、入札金額に当該金額の 1 0 0 分の 8 に相当

- する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約単価とする。
- (11) 調達物品の仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を準用する。
- (12) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）により入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり受け付ける。また、入札参加資格を有している者で、本入札に参加するための入札参加資格申請内容変更届による登録内容の変更が必要な場合は、次のアの期間以降も随時受け付けるが、3(3)の確認申請の日までに間に合わない場合もある。
- ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間
公告の日から平成27年3月2日（月）午後5時まで
- イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- ウ 競争入札参加資格申請書の様式、手引等の入手先
熊本県庁ホームページの管理調達課ページの各種様式からダウンロードする。
- エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アに記載する期限までに必着とする。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (5) 4(2)により取得することのできる本入札に係る様式（以下「入札関係様式」という。）に定める規格・品質に係る申出書を1(2)の入札・契約担当部局に提出し、本調達物品の仕様を満たしていることの確認を受けた者であること。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、入札関係様式に定める次に掲げる書類を提出すること。
- ア 競争入札参加資格確認申請書
イ 2(5)の規格・品質に係る申出書
- (2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイの書類を電子入札システムにより、1つのファイルに集約のうえ提出すること。ただし、(1)イの書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)アの書類に(1)イの書類の提出方法等を記入のうえ電子入札システムにより提出し、(1)イの書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイの書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から平成27年3月13日（金）午後5時まで
- (4) 提出先
1(2)の入札・契約担当部局
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面で提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間
1(2)に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成27年3月13日（金）午後5時まで受け付ける。
- (2) 入札仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から平成27年3月20日（金）まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の場合
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成27年3月19日(木)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の場合

(ア) 日時 平成27年3月20日(金)午前10時

(イ) 場所 1(2)の入札・契約担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

入札関係様式に定めるくじ番号を記載した入札書(代理人が入札するとき、入札関係様式に定めるくじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成27年3月19日(木)(必着)までに1(2)の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と、中封筒の表に調達物品の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書したうえで、調達物品の名称を朱書し、中封筒の中に入札関係様式に定める再入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に係らない県の職員)のもとに(3)イ(イ)の場所で開札を行う。

(5) 入札の回数、再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行なわなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからセまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 本競争入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 紙入札方式による入札において委任状を提出しない代理人のした入札

ウ 紙入札方式による入札において記名押印を欠く入札

エ 紙入札方式による入札において金額を訂正した入札

オ 紙入札方式による入札において誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

カ 明らかに連合によると認められる入札

キ 紙入札方式による入札において同一事項の入札について他人の代理人を兼務した者又は2人以上の代理をした者の入札

ク 紙入札方式による入札において2以上の意思表示をした入札

ケ 紙入札方式による入札においてくじ番号の記入がない入札

コ 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

サ 電子入札システムによる入札において入札執行(開札)日までに指名停止措置その他指名の取消事由に該当した者の入札

シ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

ス 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

セ その他入札に関する条件に違反した入札

(7) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(9) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

平成27年3月31日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限
平成 27 年 3 月 27 日

(4) 契約保証金

ア 契約保証金を納付する場合

契約をしようとする者は、次の (ア) 及び (イ) のとおり、熊本県会計規則第 77 条第 1 項の規定により購入予定数量に契約単価を乗じて得た金額の 100 分の 10 以上の金額（現金に代え、国債、県債、鉄道債券その他の政府の保証のある債券、銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行若しくは契約担当者が確実と認める金融機関（銀行を除く。）の保証でも可）を、入札関係様式に定める契約保証金納入書を添えて納付しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。

(ア) 納付期限 5 (3) の期限

(イ) 提出場所 1 (2) の入札・契約担当部局

イ 契約保証金の納付の免除を希望する場合

次の (ア) 又は (イ) のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

(ア) 契約をしようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（当該契約の保険期間の終日は、契約期間以降とする。）を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

(イ) 契約をしようとする者が、過去 2 年の間に国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）なお、契約保証金の納付の免除を希望する者は、次により契約保証金免除の申請に必要な書類を提出し、承認を受けること。

a 提出書類 入札関係様式に定める契約保証金免除申請書

b 添付書類 (ア) の場合にあつては、履行保証保険証券

(イ) の場合にあつては、入札関係様式に定める履行証明願（書）

c 提出期限 5 (3) の期限

d 提出場所 1 (2) の入札・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機構（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) この調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 2 条第 5 号の規定による一連の調達契約である。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の調達物品の内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認等入札の内容全般に関すること

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 096-333-2580

ファックス番号 096-381-9010

イ 競争入札参加資格審査申請及び電子入札システム利用届に関すること

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 電子入札システムの操作方法に関すること

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Unit price contract for PPC paper (thinned wood pulp mixed)
A4 size Expected Quantity of 9,100 boxes (2,500 sheets/box)

(2) Delivery period:
Within two weeks of placing the order

(3) Implementation period:
April 1st, 2015 ~ March 31st, 2016

(4) Delivery Place :
Each division in the Prefectural Government Office

- 6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570, Japan
- (5) Date and Place for tender:
Date: March 20th, 2015, 10:00 a.m.
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main building)
- (6) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Management and Purchasing Division Treasury Bureau
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570, Japan
Phone: 096-333-2580
- (7) Time limit for tender by mail (Registered only) :
Tender must arrive no later than March 19th, 2015
- (8) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県公告第79号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

平成27年2月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品及び購入予定数量
P P C用紙（間伐材パルプ配合紙） A3 570箱（1,500枚／箱）
なお、購入予定数量については、変動する可能性がある。
- (2) 調達物品に係る入札・契約担当部局
熊本県出納局管理調達課調達班
郵便番号 862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2580
ファックス番号 096-381-9010
- (3) 契約の種類
単価契約
- (4) 調達物品の仕様等
4(2)により閲覧することのできる仕様書のとおり。
- (5) 履行期間
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
- (6) 調達物品の発注方法
発注は、原則として週1回、管理調達課が必要数量を取りまとめて行う。
- (7) 調達物品の納期及び納品方法
納期は、原則として発注後2週間以内とし、熊本県本庁課局に直接納品を行うこととする。また、納品の際に必ず納品先から受領印を徴することとする。
- (8) 調達物品の請求方法
管理調達課に行うものとする。
- (9) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (10) 入札金額
入札金額は、1箱当たりの単価（円単位）とする（配送費等納入に要する一切の費用を含む。）。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額により入札すること。
なお、本案件は、単価契約であるので、入札金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約単価とする。
- (11) 調達物品の仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得

(昭和39年熊本県告示第420号)及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を準用する。

- (12) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)により入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり受け付ける。また、入札参加資格を有している者で、本入札に参加するための入札参加資格申請内容変更届による登録内容の変更が必要な場合は、次のアの期間以降も随時受け付けるが、3(3)の確認申請の日までに間に合わない場合もある。
- ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間
公告の日から平成27年3月2日(月)午後5時まで
- イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市中心区水前寺六丁目18番1号
- ウ 競争入札参加資格申請書の様式、手引等の入手先
熊本県庁ホームページの管理調達課ページの各種様式からダウンロードする。
- エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アに記載する期限までに必着とする。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (5) 4(2)により取得することのできる本入札に係る様式(以下「入札関係様式」という。)に定める規格・品質に係る申出書を1(2)の入札・契約担当部局に提出し、本調達物品の仕様を満たしていることの確認を受けた者であること。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、入札関係様式に定める次に掲げる書類を提出すること。
- ア 競争入札参加資格確認申請書
イ 2(5)の規格・品質に係る申出書
- (2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイの書類を電子入札システムにより、1つのファイルに集約のうえ提出すること。ただし、(1)イの書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)アの書類に(1)イの書類の提出方法等を記入のうえ電子入札システムにより提出し、(1)イの書類は、(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイの書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から平成27年3月13日(金)午後5時まで
- (4) 提出先
1(2)の入札・契約担当部局
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があつた場合は電子入札システムにより、書面で提出があつた場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間
1(2)に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成27年3月13日(金)午後5時まで受け付ける。
- (2) 入札仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から平成27年3月20日(金)まで行う。
- (3) 入札の方法
ア 電子入札システムによる入札の場合

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成27年3月19日(木)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の場合

(ア) 日時 平成27年3月20日(金)午前10時

(イ) 場所 1(2)の入札・契約担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

入札関係様式に定めるくじ番号を記載した入札書(代理人が入札するとき、入札関係様式に定めるくじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成27年3月19日(木)(必着)までに1(2)の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と、中封筒の表に調達物品の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書したうえで、調達物品の名称を朱書し、中封筒の中に入札関係様式に定める再入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に係らない県の職員)のもとに(3)イ(イ)の場所で開札を行う。

(5) 入札の回数、再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けるときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行なわなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからセまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 本競争入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 紙入札方式による入札において委任状を提出しない代理人のした入札

ウ 紙入札方式による入札において記名押印を欠く入札

エ オ 紙入札方式による入札において金額を訂正した入札

カ 明らかに連合によると認められる入札

キ 紙入札方式による入札において同一事項の入札について他人の代理人を兼務した者又は2人以上の代理をした者の入札

ク 紙入札方式による入札において2以上の意思表示をした入札

ケ 紙入札方式による入札においてくじ番号の記入がない入札

コ 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

サ 電子入札システムによる入札において入札執行(開札)日までに指名停止措置その他の指名の取消事由に該当した者の入札

シ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

ス 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

セ その他入札に関する条件に違反した入札

(7) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(9) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

平成27年3月31日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

平成27年3月27日

(4) 契約保証金

ア 契約保証金を納付する場合

契約をしようとする者は、次の(ア)及び(イ)のとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により購入予定数量に契約単価を乗じて得た金額の100分の10以上の金額(現金に代え、国債、県債、鉄道債券その他の政府の保証のある債券、銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行若しくは契約担当者が確実に認める金融機関(銀行を除く。)の保証でも可)を、入札関係様式に定める契約保証金納入書を添えて納付しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。

(ア) 納付期限 5(3)の期限

(イ) 提出場所 1(2)の入札・契約担当部局

イ 契約保証金の納付の免除を希望する場合

次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

(ア) 契約をしようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約(当該契約の保険期間の終日は、契約期間以降とする。)を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

(イ) 契約をしようとする者が、過去2年の間に国(独立行政法人及び国立大学法人を含む。)又は地方公共団体(地方独立行政法人を含む。)とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。(その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)

なお、契約保証金の納付の免除を希望する者は、次により契約保証金免除の申請に必要な書類を提出し、承認を受けること。

a 提出書類 入札関係様式に定める契約保証金免除申請書

b 添付書類 (ア)の場合にあっては、履行保証保険証券

(イ)の場合にあっては、入札関係様式に定める履行証明願(書)

c 提出期限 5(3)の期限

d 提出場所 1(2)の入札・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機構(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) この調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第5号の規定による一連の調達契約である。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の調達物品の内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認等入札の内容全般に関すること

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 096-333-2580

ファックス番号 096-381-9010

イ 競争入札参加資格審査申請及び電子入札システム利用届に関すること

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 電子入札システムの操作方法に関すること

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Unit price contract for PPC paper (thinned wood pulp mixed)

A3 size Expected Quantity of 570 boxes (1,500 sheets/box)

(2) Delivery period:

Within two weeks of placing the order

(3) Implementation period:

April 1st, 2015 ~ March 31st, 2016

(4) Delivery Place :

Each division in the Prefectural Government Office

6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture

862-8570, Japan

(5) Date and Place for tender:

- Date: March 20th, 2015, 10:00 a.m.
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main building)
- (6) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Management and Purchasing Division Treasury Bureau
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570, Japan
Phone: 096-333-2580
- (7) Time limit for tender by mail (Registered only) :
Tender must arrive no later than March 19th, 2015
- (8) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県公告第80号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

平成27年2月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品及び購入予定数量
P P C用紙 A 4 7, 6 0 0箱（2, 5 0 0枚／箱）
なお、購入予定数量については、変動する可能性がある。
- (2) 調達物品に係る入札・契約担当部署
熊本県出納局管理調達課調達班
郵便番号 8 6 2 - 8 5 7 0 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 0 9 6 - 3 3 3 - 2 5 8 0
ファックス番号 0 9 6 - 3 8 1 - 9 0 1 0
- (3) 契約の種類
単価契約
- (4) 調達物品の仕様等
4(2)により閲覧することのできる仕様書のとおり。
- (5) 履行期間
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
- (6) 調達物品の発注方法
発注は、原則として週1回、管理調達課が必要数量を取りまとめて行う。
- (7) 調達物品の納期及び納品方法
納期は、原則として発注後2週間以内とし、熊本県本庁課局に直接納品を行うこととする。また、納品の際に必ず納品先から受領印を徴することとする。
- (8) 調達物品の請求方法
管理調達課に行うものとする。
- (9) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (10) 入札金額
入札金額は、1箱当たりの単価（円単位）とする（配送費等納入に要する一切の費用を含む）。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額により入札すること。
なお、本案件は、単価契約であるので、入札金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約単価とする。
- (11) 調達物品の仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を準用する。
- (12) 最低制限価格の設定

- この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）により入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり受け付ける。また、入札参加資格を有している者で、本入札に参加するための入札参加資格申請内容変更届による登録内容の変更が必要な場合は、次のアの期間以降も随時受け付けるが、3(3)の確認申請の日までに間に合わない場合もある。
- ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間
公告の日から平成27年3月2日（月）午後5時まで
- イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- ウ 競争入札参加資格申請書の様式、手引等の入手先
熊本県庁ホームページの管理調達課ページの各種様式からダウンロードする。
- エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アに記載する期限までに必着とする。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (5) 4(2)により取得することのできる本入札に係る様式（以下「入札関係様式」という。）に定める規格・品質に係る申出書を1(2)の入札・契約担当部局に提出し、本調達物品の仕様を満たしていることの確認を受けた者であること。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、入札関係様式に定める次に掲げる書類を提出すること。
- ア 競争入札参加資格確認申請書
イ 2(5)の規格・品質に係る申出書
- (2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイの書類を電子入札システムにより、1つのファイルに集約のうえ提出すること。ただし、(1)イの書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)アの書類に(1)イの書類の提出方法等を記入のうえ電子入札システムにより提出し、(1)イの書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイの書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から平成27年3月13日（金）午後5時まで
- (4) 提出先
1(2)の入札・契約担当部局
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があつた場合は電子入札システムにより、書面で提出があつた場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間
1(2)に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成27年3月13日（金）午後5時まで受け付ける。
- (2) 入札仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から平成27年3月20日（金）まで行う。
- (3) 入札の方法
ア 電子入札システムによる入札の場合
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成27年3月19日（木）午後5時まで電子入札システムにより入札すること。
イ 紙入札による入札の場合
(7) 日時 平成27年3月20日（金）午前10時

(イ) 場所 1 (2)の入札・契約担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

入札関係様式に定めるくじ番号を記載した入札書（代理人が入札するとき、入札関係様式に定めるくじ番号を記載した入札書及び委任状）を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成27年3月19日（木）（必着）までに1(2)の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と、中封筒の表に調達物品の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書したうえで、調達物品の名称を朱書し、中封筒の中に入札関係様式に定める再入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に係らない県の職員）のもとに(3)イ(イ)の場所で開札を行う。

(5) 入札の回数、再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行なわなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからセまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合、その落札の決定を取り消すものとする。
ア 本競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 紙入札方式による入札において委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 紙入札方式による入札において記名押印を欠く入札
エ 紙入札方式による入札において金額を訂正した入札
オ 紙入札方式による入札において誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
カ 明らかに連合によると認められる入札
キ 紙入札方式による入札において同一事項の入札について他人の代理人を兼務した者又は2人以上の代理をした者の入札
ク 紙入札方式による入札において2以上の意思表示をした入札
ケ 紙入札方式による入札においてくじ番号の記入がない入札
コ 民法（明治29年法律第89号）第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
サ 電子入札システムによる入札において入札執行（開札）日までに指名停止措置その他指名の取消事由に該当した者の入札
シ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
ス 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
セ その他入札に関する条件に違反した入札

(7) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(9) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

平成27年3月31日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

平成27年3月27日

(4) 契約保証金

ア 契約保証金を納付する場合

契約をしようとする者は、次の(ア)及び(イ)のとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により購入予定数量に契約単価を乗じて得た金額の100分の10以上の金額（現金に代え、国債、県債、鉄道債券その他の政府の保証のある債券、銀行

- が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行若しくは契約担当者が確実に認める金融機関（銀行を除く。）の保証でも可）を、入札関係様式に定める契約保証金納入書を添えて納付しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。
- (ア) 納付期限 5 (3)の期限
(イ) 提出場所 1 (2)の入札・契約担当部局
- イ 契約保証金の納付の免除を希望する場合
次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
- (ア) 契約をしようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（当該契約の保険期間の終日は、契約期間以降とする。）を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
(イ) 契約をしようとする者が、過去2年の間に国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）
なお、契約保証金の納付の免除を希望する者は、次により契約保証金免除の申請に必要な書類を提出し、承認を受けること。
- a 提出書類 入札関係様式に定める契約保証金免除申請書
b 添付書類 (ア)の場合にあっては、履行保証保険証券
(イ)の場合にあっては、入札関係様式に定める履行証明願（書）
c 提出期限 5 (3)の期限
d 提出場所 1 (2)の入札・契約担当部局
- 6 その他
(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
(2) この調達は、世界貿易機構（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
(3) この調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第5号の規定による一連の調達契約である。
- 7 問合せ
(1) 問合せ先
ア 入札の調達物品の内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認等入札の内容全般に関すること
熊本県出納局管理調達課調達班
電話番号 096-333-2580
ファックス番号 096-381-9010
イ 競争入札参加資格審査申請及び電子入札システム利用届に関すること
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
ウ 電子入札システムの操作方法に関すること
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455
(2) 受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
- 8 Summary
(1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Unit price contract for PPC paper
A4 size Expected Quantity of 7,600 boxes (2,500 sheets/box)
(2) Delivery period:
Within two weeks of placing the order
(3) Implementation period:
April 1st, 2015 ~ March 31st, 2016
(4) Delivery Place :
Each division in the Prefectural Government Office
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570, Japan
(5) Date and Place for tender:
Date: March 20th, 2015, 10:00 a.m.
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main building)

- (6) Name of Department in Charge of Bidding Contract Management and Purchasing Division Treasury Bureau
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570, Japan
Phone: 096-333-2580
- (7) Time limit for tender by mail (Registered only) :
Tender must arrive no later than March 19th, 2015
- (8) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県公告第81号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

平成27年2月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品及び購入予定数量
P P C用紙 A3 500箱（1,500枚/箱）
なお、購入予定数量については、変動する可能性がある。
- (2) 調達物品に係る入札・契約担当部局
熊本県出納局管理調達課調達班
郵便番号 862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2580
ファックス番号 096-381-9010
- (3) 契約の種類
単価契約
- (4) 調達物品の仕様等
4(2)により閲覧することのできる仕様書のとおり。
- (5) 履行期間
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
- (6) 調達物品の発注方法
発注は、原則として週1回、管理調達課が必要数量を取りまとめて行う。
- (7) 調達物品の納期及び納品方法
納期は、原則として発注後2週間以内とし、熊本県本庁課局に直接納品を行うこととする。また、納品の際に必ず納品先から受領印を徴することとする。
- (8) 調達物品の請求方法
管理調達課に行うものとする。
- (9) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (10) 入札金額
入札金額は、1箱当たりの単価（円単位）とする（配送費等納入に要する一切の費用を含む。）。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額により入札すること。
なお、本案件は、単価契約であるので、入札金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約単価とする。
- (11) 調達物品の仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を準用する。
- (12) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（

平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)により入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり受け付ける。また、入札参加資格を有している者で、本入札に参加するための入札参加資格申請内容変更届による登録内容の変更が必要な場合は、次のアの期間以降も随時受け付けるが、3(3)の確認申請の日までに間に合わない場合もある。

ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間

公告の日から平成27年3月2日(月)午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

ウ 競争入札参加資格申請書の様式、手引等の入手先
熊本県庁ホームページの管理調達課ページの各種様式からダウンロードする。

エ 提出の方法

イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アに記載する期限までに必着とする。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

(5) 4(2)により取得することのできる本入札に係る様式(以下「入札関係様式」という。)に定める規格・品質に係る申出書を1(2)の入札・契約担当部局に提出し、本調達物品の仕様の満たしていることの確認を受けた者であること。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、入札関係様式に定める次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 2(5)の規格・品質に係る申出書

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイの書類を電子入札システムにより、1つのファイルに集約のうえ提出すること。ただし、(1)イの書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)アの書類に(1)イの書類の提出方法等を記入のうえ電子入札システムにより提出し、(1)イの書類は、(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイの書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から平成27年3月13日(金)午後5時まで

(4) 提出先

1(2)の入札・契約担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があつた場合は電子入札システムにより、書面で提出があつた場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間

1(2)に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成27年3月13日(金)午後5時まで受け付ける。

(2) 入札仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から平成27年3月20日(金)まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の場合

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成27年3月19日(木)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の場合

(ア) 日時 平成27年3月20日(金)午前10時

(イ) 場所 1(2)の入札・契約担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

入札関係様式に定めるくじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、

入札関係様式に定めるくじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成27年3月19日(木)(必着)までに1(2)の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と、中封筒の表に調達物品の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書したうえで、調達物品の名称を朱書し、中封筒の中に入札関係様式に定める再入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に係らない県の職員)のもとに(3)イ(イ)の場所で開札を行う。

(5) 入札の回数、再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行なわなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効
次のアからセまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

- ア 本競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 紙入札方式による入札において委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 紙入札方式による入札において記名押印を欠く入札
- エ 紙入札方式による入札において金額を訂正した入札
- オ 紙入札方式による入札において誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- カ 明らかに連合によると認められる入札
- キ 紙入札方式による入札において同一事項の入札について他人の代理人を兼務した者又は2人以上の代理をした者の入札
- ク 紙入札方式による入札において2以上の意思表示をした入札
- ケ 紙入札方式による入札においてくじ番号の記入がない入札
- コ 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
- サ 電子入札システムによる入札において入札執行(開札)日までに指名停止措置その他指名の取消事由に該当した者の入札
- シ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
- ス 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
- セ その他入札に関する条件に違反した入札

(7) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(9) 入札保証金
免除する。

5 契約について

- (1) 契約書の作成の要否
要
- (2) 契約の締結期限
平成27年3月31日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
平成27年3月27日
- (4) 契約保証金

ア 契約保証金を納付する場合
契約をしようとする者は、次の(ア)及び(イ)のとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により購入予定数量に契約単価を乗じて得た金額の100分の10以上の金額(現金に代え、国債、県債、鉄道債券その他の政府の保証のある債券、銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行若しくは契約担当者が確実に認める金融機関(銀行を除く。)の保証でも可)を、入札関係様式に定める契約保証金納入書を添えて納付しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義

- 務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。
- (ア) 納付期限 5(3)の期限
- (イ) 提出場所 1(2)の入札・契約担当部局
- イ 契約保証金の納付の免除を希望する場合
次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
- (ア) 契約をしようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（当該契約の保険期間の終日は、契約期間以降とする。）を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- (イ) 契約をしようとする者が、過去2年の間に国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）
- なお、契約保証金の納付の免除を希望する者は、次により契約保証金免除の申請に必要な書類を提出し、承認を受けること。
- a 提出書類 入札関係様式に定める契約保証金免除申請書
- b 添付書類 (ア)の場合にあっては、履行保証保険証券
(イ)の場合にあっては、入札関係様式に定める履行証明願（書）
- c 提出期限 5(3)の期限
- d 提出場所 1(2)の入札・契約担当部局
- 6 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機構（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) この調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第5号の規定による一連の調達契約である。
- 7 問合せ
- (1) 問合せ先
- ア 入札の調達物品の内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認等入札の内容全般に関すること
熊本県出納局管理調達課調達班
電話番号 096-333-2580
ファックス番号 096-381-9010
- イ 競争入札参加資格審査申請及び電子入札システム利用届に関すること
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
- ウ 電子入札システムの操作方法に関すること
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455
- (2) 受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
- 8 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Unit price contract for PPC paper
A3 size Expected Quantity of 500 boxes (1,500 sheets/box)
- (2) Delivery period:
Within two weeks of placing the order
- (3) Implementation period:
April 1st, 2015 ~ March 31st, 2016
- (4) Delivery Place :
Each division in the Prefectural Government Office
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570, Japan
- (5) Date and Place for tender:
Date: March 20th, 2015, 10:00 a.m.
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main building)
- (6) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Management and Purchasing Division Treasury Bureau
Kumamoto Prefectural Government

6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570, Japan
Phone: 096-333-2580

(7) Time limit for tender by mail (Registered only) :
Tender must arrive no later than March 19th, 2015

(8) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県公告第82号

野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）第9条第1項の規定により生産出荷近代化計画を変更したので、同条第2項において準用する第8条第6項の規定によりその変更の概要を次のとおり公表する。

平成27年2月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 野菜指定産地名 玉名
(1) 区域 玉名市、荒尾市、南関町及び和水町
(2) 指定野菜の種別 夏秋なす
(3) 生産出荷近代化計画の変更年月日 平成27年1月29日
(4) 指定野菜の生産及び出荷の近代化に関する事項
総合的病害虫管理の推進、優良品種の導入等により省力化、収量の増加及び高付加価値化を図る。
(5) 作付面積、生産数量及び出荷数量に関する事項
平成30年度を目標年度とする計画は、次のとおりとする。
作付面積 25ヘクタール
生産数量 1,175トン
出荷数量 960トン
- 2 野菜指定産地名 玉名
(1) 区域 玉名市、荒尾市、南関町及び和水町
(2) 指定野菜の種別 冬春なす
(3) 生産出荷近代化計画の変更年月日 平成27年1月29日
(4) 指定野菜の生産及び出荷の近代化に関する事項
総合的病害虫管理の推進、優良品種の導入等により省力化、収量の増加及び高付加価値化を図る。
(5) 作付面積、生産数量及び出荷数量に関する事項
平成30年度を目標年度とする計画は、次のとおりとする。
作付面積 14ヘクタール
生産数量 1,938トン
出荷数量 1,742トン

熊本県公告第83号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第112条の規定により、次のとおり公告する。

平成27年2月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 送付すべき書類
県営土地改良事業菊池東部2期地区（中原換地区）に係る一時利用地指定通知書
- 2 送付を受けるべき者
岩木 基臣
- 3 1の送付すべき書類の要旨
(1) 一時利用地使用開始の日
(2) 使用及び収益を停止する土地及びこれに代わるべき土地
- 4 縦覧期間
1の送付すべき書類は、平成27年2月6日から平成27年2月20日まで菊池市役所において縦覧に供する。
- 5 その他
1の送付すべき書類は、4の縦覧期間中は菊池市役所において保管し、その後は熊本県北広域本部（農林水産部農地整備課）において保管しているので、2の送付を受けるべき者にいつでも交付する。
なお、2の送付を受けるべき者が受領しないときは、平成27年2月15日を経過したときに書類が到達したものとみなす。

登載依頼**熊本県国土利用計画審議会公告第1号**

熊本県国土利用計画審議会の会議を、次のとおり開催する。
平成27年2月6日

熊本県国土利用計画審議会

- 1 開催日時
平成27年2月13日（金）午前10時から正午（予定）まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館5階 審議会室
- 3 議題
(1) 熊本県土地利用基本計画の変更（案）について
(2) その他
- 4 傍聴者の定員
5人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻5分前までに、当該会議の会場において、事務局の指示に従って会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続きは、先着順に行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県国土利用計画審議会事務局
(熊本県企画振興部地域・文化振興局地域振興課地域づくり県央推進・調整班内)
(電話番号 096-333-2181)

有明海自動車航送船組合告示第1号

有明海自動車航送船組合議会平成27年第1回定例会を平成27年2月13日午前11時15分長崎県島原市に招集する。
平成27年2月6日

有明海自動車航送船組合
管理者 川崎 邦宏

熊本県社会福祉審議会公告第5号

熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会保健福祉推進部会の会議を次のとおり開催する。
平成27年2月6日

熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会
保健福祉推進部会

- 1 開催日時
平成27年2月13日（金） 午後2時30分から午後4時30分まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺公園28-51
ホテル熊本テルサ
- 3 議題等（予定）
(1) 議題
ア 部会長の選出等について
イ 次期（第6期）熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画（案）について
ウ その他
(2) その他
- 4 傍聴者の定員
20人
- 5 傍聴手続
(1) 会議の傍聴の受付は、午後2時から午後2時30分まで会議の会場前において行い、部会長の許可を得たうえで、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴者については、受付先着順に決定する。ただし、受付開始時点で既に定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。
- 6 問合せ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会事務局（熊本県健康福祉部長寿社会局高齢者支援課総務企画班）（電話：096-333-2215）

水銀の使用削減及び水銀廃棄物の回収・処理に関する検討会公告第4号

水銀の使用削減及び水銀廃棄物の回収・処理に関する検討会を、次のとおり開催する。

平成27年2月6日

水銀の使用削減及び水銀廃棄物の回収・処理に関する検討会 会長 石橋 康弘

- 1 開催日時
平成27年2月13日（金）午後2時00分から午後4時00分まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁新館8階 職員研修室
- 3 検討内容
水銀の使用削減及び水銀廃棄物の回収・処理等について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 会議当日、当該会議の会場において整理券の配布を行うので、傍聴希望者は、会議開始予定時刻の30分前までに集合すること。
(2) 傍聴希望者が定員を超えた場合は抽選を行う。
(3) 傍聴決定者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- 6 問い合わせ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県環境生活部環境政策課政策班
電話096-333-2263

熊本県選挙管理委員会告示第1号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成27年2月6日

熊本県選挙管理委員会
委員長 松 永 榮 治

政治団体設立届				
政治団体の区分	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
政党の支部	日本維新の会 熊本県総支部	松野 頼久	平井 誠一郎	熊本県熊本市 中央区坪井4-7-5
政党の支部	日本維新の会 衆議院熊本県 第1選挙区支部	松野 頼久	大塚 信弥	熊本県熊本市中央区 坪井4-3-35
政党の支部	次世代の党熊本県 支部連合会	園田 博之	釜田 良一	熊本県宇土市 松原町25-10
政党の支部	次世代の党衆議院 熊本県第四支部	園田 博之	釜田 良一	熊本県宇土市 松原町25-10
その他の政治団体	青山たかゆき 後援会	奥原 達雄	江口 陸男	熊本県合志市 須屋2696-37
その他の政治団体	石原やすなり 後援会	石原 靖也	石原 奈保子	熊本県熊本市中央区 国府1-17-54
その他の政治団体	糸岡てんどう 後援会	糸岡 天童	糸岡 菜穂美	熊本県熊本市中央区 大江4丁目11番地18
その他の政治団体	今中真之助後援会	今中 真之助	倉岡 昭二	熊本県宇土市 下網田町3916の3
その他の政治団体	We are くまもと	三城 賢士	池田 麻衣	熊本県熊本市南区 田迎6-11-50
その他の政治団体	きくよう未来の会	川畑 延洋	渡辺 裕之	熊本県菊池郡菊陽町 杉並台2-1-1
その他の政治団体	木村誠一後援会	木村 誠一	中村 妙子	熊本県荒尾市増永 2569-13
その他の政治団体	澤田雄二後援会	澤田 次雄	澤田 しのぶ	熊本県合志市 幾久富971番地1
その他の政治団体	末松直洋後援会	永田 武士	西浦 真紀子	熊本県宇城市松橋町 松山3565-2
その他の政治団体	高山正夫後援会	高山 正夫	浜田 秋義	熊本県八代市西宮町 1490-2
その他の政治団体	竹原祐一後援会	川端 忠義	川端 萬里子	熊本県阿蘇市一の宮町 宮地5897の1
その他の政治団体	田崎みのる後援会	田崎 稔	福田 真光	熊本県天草郡苓北町 白木尾193-1
その他の政治団体	田中たつお後援会	田中 辰夫	尾上 一久	熊本県上天草市松島町 阿村5034の2
その他の政治団体	天晶会	平田 晶子	何川 希	熊本県上天草市大矢野 町中5725-23
その他の政治団体	中野みちこ後援会	中野 美智子	中野 幸弘	熊本県荒尾市 荒尾37-2
その他の政治団体	中村あきひこ 後援会	西岡 和明	桑住 寿博	熊本県菊池郡菊陽町 曲手316-2
その他の政治団体	西本ともはる 後援会	西本 友春	西本 恵子	熊本県菊池郡菊陽町 久保田1575
その他の政治団体	日本共産党 ひろせゆみ後援会	宮城 泰子	河野 伊都子	熊本県熊本市南区 八幡6丁目6-1
その他の政治団体	平川ゆうじの会	平川 勇二	安武 宏倫	熊本県熊本市中央区 九品寺2丁目6番65号
その他の政治団体	福山こうじ後援会	福山 幸輝	福山 耕二	熊本県芦北郡津奈木町 大字福浜4571-2
その他の政治団体	藤木正幸後援会	山下 民翁	永本 文宣	熊本県上益城郡御船町 辺田見76-10
その他の政治団体	堀江たかおみ 後援会	堀江 隆臣	堀江 紀久美	熊本県上天草市姫戸町 二間戸3862番地51
その他の政治団体	松村秀逸後援会	松村 秀逸	坂梨 京一	熊本県熊本市北区高平 3丁目13番35号1F
その他の政治団体	三森りか後援会	三森 至加	三森 至加	熊本県熊本市 中央区帯山5丁目 38-10-501

政治団体の区分	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
その他の政治団体	村上博と 市民ネットワーク	村上 博	小出 照幸	熊本県熊本市中央区 水前寺3-15-1- 403 小出気付
その他の政治団体	吉田こうへい 後援会	吉野 不二夫	宮川 昭吾	熊本県宇城市三角町 波多2886-9
その他の政治団体	吉村たけふみ 後援会	吉村 建文	吉村 建文	熊本県上益城郡益城町 惣領1484-15

熊本県選挙管理委員会告示第2号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成27年2月6日

熊本県選挙管理委員会
委員長 松 永 榮 治

届出事項の異動届				
政治団体の区分	政治団体の名称	異動事項	新	旧
政党の支部	維新の党 熊本県総支部	政治団体の名称	維新の党 熊本県総支部	日本維新の会 熊本県総支部
政党の支部	維新の党 衆議院熊本県 第1選挙区支部	政治団体の名称	維新の党 衆議院熊本県 第1選挙区支部	日本維新の会 衆議院熊本県 第1選挙区支部
政党の支部	自由民主党 熊本県医療会支部	会計責任者の氏名	高橋 洋	前田 利為
政党の支部	自由民主党 熊本県建設支部	会計責任者の氏名	前川 浩志	富田 潤一
政党の支部	自由民主党熊本県 土地改良支部	代表者の氏名	榎 純一	横谷 修
その他の政治団体	檜崎まさはる後援会	代表者の氏名	中山 新之助	榎嶋 繁
		会計責任者の氏名	吉川 信人	平山 修一
その他の政治団体	鹿本医師連盟	政治団体の名称	鹿本医師連盟	鹿本郡市医師連盟
その他の政治団体	熊本県医師連盟	会計責任者の氏名	高橋 洋	前田 利為
その他の政治団体	熊本県建設政治連盟	会計責任者の氏名	前川 浩志	富田 潤一
その他の政治団体	熊本県 商工政治連盟 天草市支部	主たる事務所の 所在地	熊本県天草市 本渡町本渡 2547-2	熊本県天草市 五和町二江 3150-7
その他の政治団体	熊本に夢の会	会計責任者の氏名	鶴田 雄二	石原 奈保子
その他の政治団体	幸福実現党 熊本県本部	主たる事務所の 所在地	熊本県熊本市 中央区南千反畑町 10-5 2F	熊本県熊本市東区 長嶺南1丁目2- 10 綾野義博方
		会計責任者の氏名	今村 裕二	島村 清美
その他の政治団体	幸福実現党 熊本後援会	主たる事務所の 所在地	熊本県熊本市 東区八反田3丁目 1-11-202号	熊本県熊本市 東区长嶺南1丁目 2-10
		代表者の氏名	中林 美智代	綾野 義博
その他の政治団体	下川寛後援会	代表者の氏名	徳永 悟	東 秀優
その他の政治団体	全国たばこ耕作者 政治連盟 熊本県支部	会計責任者の氏名	中山 義秀	広石 勝英
その他の政治団体	創世紀政経会	主たる事務所の 所在地	熊本県熊本市 中央区新屋敷 1-12-3	熊本県熊本市 東区江津3丁目 4-12-302
その他の政治団体	田方芳信後援会	代表者の氏名	田端 久男	藤本 幹雄
その他の政治団体	電機連合熊本 政治活動委員会	会計責任者の氏名	緒方 隆生	河野 正美
その他の政治団体	野口修一後援会	会計責任者の氏名	濱田 四男	長谷部 祐助
その他の政治団体	野田ゆみ後援会	代表者の氏名	野田 学	西原 隆寛
		会計責任者の氏名	深浦 淳美	下河 天龍
その他の政治団体	本田あきこ後援会 「顕政会」	公職の候補者の氏 名	本田 顕子、 参議院議員	本田 顕子、 衆議院議員
その他の政治団体	前畑淳治後援会	主たる事務所の 所在地	熊本県荒尾市 万田1546-1	熊本県荒尾市 蔵満239番地1
その他の政治団体	松真会	代表者の氏名	飯田 精也	尾崎 治彦
		会計責任者の氏名	米村 勇	竹村 寛治
その他の政治団体	松野頼久後援会	主たる事務所の 所在地	熊本県熊本市 中央区坪井 4-3-35	熊本県熊本市 中央区坪井 4-7-5
		代表者の氏名	杉村 邦明	齋藤 長一郎
		会計責任者の氏名	松本 幸雄	大塚 信弥
その他の政治団体	三島良之後援会	代表者の氏名	三島 良之	村本 正春
その他の政治団体	MELON熊本 社会活動委員会	代表者の氏名	青木 博美	濱田 正幸
		会計責任者の氏名	西川 和敏	中谷 真弥
その他の政治団体	守田憲史後援会	会計責任者の氏名	江崎 充奈子	平江 和代

熊本県選挙管理委員会告示第3号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成27年2月6日

熊本県選挙管理委員会
委員長 松 永 榮 治

政治団体解散届

政治団体区分	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
政党の支部	日本維新の会衆議院 熊本県第4選挙区支部	園田 博之	釜田 良一	熊本県宇土市 松原町25-10
その他の政治団体	あそだ清後援会	阿曾田 清	浅野 幸一郎	熊本県熊本市帯山 5丁目11番17号
その他の政治団体	いまなか真之助後援会	今中 真之助	倉岡 昭二	熊本県宇土市 下網田町3916の3
その他の政治団体	九谷新吾後援会	久多見 久	九谷 典三	熊本県宇土市 三拾町119-1
その他の政治団体	グランドデザイン 熊本の会	酒本 淳一	村上 智子	熊本県熊本市 南熊本4丁目7番9号
その他の政治団体	田崎みのる後援会	田崎 みのる	福田 真光	熊本県天草郡苓北町 白木尾193番地1
その他の政治団体	古川まこと後援会	古川 實	松本 雄一	熊本県菊池郡菊陽町 津久礼868番地5号
その他の政治団体	ましきの未来を 考える会	木原 雄治	濱田 雅之	熊本県上益城郡 益城町大字木山429
その他の政治団体	松野頼久 ふれあい後援会	荒井 正俊	甲斐 重紀	熊本県熊本市中央区 新町2-4-14
その他の政治団体	松村しゅういつ後援会	松村 秀逸	中島 正治	熊本県熊本市北区高平 3丁目13番35号1F
その他の政治団体	三島良之政治研究会	三島 良之	後藤 敦夫	熊本県熊本市東区 湖東2-6-6

熊本県選挙管理委員会告示第4号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の指定の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成27年2月6日

熊本県選挙管理委員会
委員長 松 永 榮 治

資金管理団体指定届

届出者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
石原 靖也	市長	石原やすなり後援会	熊本県熊本市中央区 国府1-17-54	石原 靖也
糸岡 天童	市議会議員	糸岡てんどう後援会	熊本県熊本市中央区 大江4丁目11番地18	糸岡 天童
高山 正夫	県議会議員	高山正夫後援会	熊本県八代市西宮町 1490-2	高山 正夫
中野 美智子	市議会議員	中野みちこ後援会	熊本県荒尾市荒尾 37-2	中野 美智子
西本 友春	町議会議員	西本ともはる後援会	熊本県菊池郡菊陽町 久保田1575	西本 友春
松村 秀逸	県議会議員	松村秀逸後援会	熊本県熊本市北区 高平3丁目13番35号1F	松村 秀逸
三森 至加	市議会議員	三森りか後援会	熊本県熊本市中央区 帯山5丁目38-10-501	三森 至加
村上 博	市議会議員	村上博と市民ネットワーク	熊本県熊本市中央区 水前寺3-15-1-403 小出気付	村上 博
山本 浩之	市議会議員	山本ひろゆき後援会	熊本県熊本市中央区下通1 丁目10番28号栃原ビル3F	山本 浩之
吉村 建文	町議会議員	吉村たけふみ後援会	熊本県上益城郡益城町 惣領1484-15	吉村 建文

熊本県選挙管理委員会告示第5号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成27年2月6日

熊本県選挙管理委員会
委員長 松 永 榮 治

資金管理団体届出事項の異動届

届出者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧
馬場 成志	馬場せいし後援会	公職の種類	参議院議員	県議会議員
濱田 大造	濱田大造後援会	公職の種類	県議会議員	衆議院議員
本田 顕子	本田あきこ後援会「顕政会」	公職の種類	参議院議員	衆議院議員

熊本県選挙管理委員会告示第6号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の取消の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成27年2月6日

熊本県選挙管理委員会
委員長 松 永 榮 治

資金管理団体指定取消届

届出者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
阿曾田 清	市長	あそだ清後援会	熊本県熊本市 帯山5丁目11番17号	阿曾田 清
古川 實	町長	古川まこと後援会	熊本県菊池郡菊陽町 津久礼868番地5号	古川 實
松村 秀逸	県議会議員	松村しゅういつ後援会	熊本県熊本市北区 高平3丁目13番35号1F	松村 秀逸
三島 良之	市議会議員	三島良之政治研究会	熊本県熊本市東区 湖東2-6-6	三島 良之
森本 康仁	衆議院議員	森本康仁後援会	熊本県熊本市中央区 出水7丁目47-7	森本 康仁

熊本県選挙管理委員会告示第7号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第2項の規定に基づく選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。
平成27年2月6日

熊本県選挙管理委員会
委員長 松 永 榮 治

熊本県有明海区 991
天草不知火海区 1,131

正 誤

平成24年3月31日熊本県訓令第9号、熊本県公営企業管理規程第9号（熊本県行政文書管理規程）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	正誤	別記																																																							
56	正	別記第4号様式（第15条関係） 受 付 発 送 簿 （表） <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>月</th> <th>日</th> <th>発 信 人 又 は 受 信 人</th> <th>件 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	番号	月	日	発 信 人 又 は 受 信 人	件 名						1					2					3					4					5					6					7					8					9				
番号	月	日	発 信 人 又 は 受 信 人	件 名																																																					
1																																																									
2																																																									
3																																																									
4																																																									
5																																																									
6																																																									
7																																																									
8																																																									
9																																																									

(日本工業規格A4)

誤

別記第4号様式 (第15条関係)

受 付 発 送 簿 (表)

番号	月	日	発 信 人 又 は 受 信 人	件 名
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				

(日本工業規格A4)